

せり人の登録及び登録の更新に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、せり人の登録及び登録の更新について新潟市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第17条及び第18条の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(せり人の資格要件)

第2条 せり人の資格要件は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 条例第17条第5項の規定に該当しないこと。
- (2) 試験日の属する年の3月末日現在において、満20歳以上であること。
- (3) 試験日の属する年の3月末日現在において、新潟市中央卸売市場の卸売業務の経験が1年以上であること。ただし、他市場（中央卸売市場及び地方卸売市場に限る。）の卸売業者の取引業務に1年以上従事した経験を有する者は、この限りでない。
- (4) 卸売業者の推薦した者に限る。

(せり人認定試験)

第3条 条例第17条第6項の規定によるせり人の登録試験は、講習会実施後30日以内に筆記試験を3月に実施するものとし、合格は100点満点のうち80点以上とする。

2 条例第18条第4項の規定によるせり人の登録更新試験は、前項の講習会実施後、直ちに、筆記による効果測定を実施し、これを受講及び受験した者は登録の更新をするものとする。

(せり人の登録)

第4条 登録日は、年1回とし、3月に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。